

届出に係る提出書類

- 廃止または変更の届出は、当該廃止または変更の日から10日以内に提出すること。
 なお、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、変更の日から30日以内に提出すること。
- 変更の届出をする場合において、当該変更に係る事項が許可証の記載事項に該当し、許可証の書換を希望する場合は、変更届出書の他に許可証書換願を提出すること。

全ての届出	産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書
-------	--

住所または所在地	(個人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。) ・ 変更後の住所付近の見取図 (法人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書) ・ 変更後の所在地付近の見取図
氏名または名称	(個人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。) (法人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款または寄付行為 ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書)
許可を受けた者に係る次に掲げる者 (※1) (※2)	法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人 (個人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。) ・ 誓約書 (法人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書) ・ 役員住民票の写し（本籍地記載のもの。) ・ 誓約書
	役員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。) ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書) ・ 誓約書
	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (個人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。) ・ 誓約書 (法人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書) ・ 誓約書

	政令第6条の10 に規定する使用人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（本籍地記載のもの。） ・ 誓約書
事務所または事業場の所在地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の事務所または事業場の付近の見取図
施設の構造も しくは規模ま たはその設置 場所	収集運搬車両の変 更（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬車両の一覧表 ・ 変更に係る収集運搬車両の写真（※4） ・ 変更に係る収集運搬車両の自動車検査証の写し（※5） ・ 収集運搬車両が借用車の場合は、当該車両を使用する 権原を証する書類
	その他の施設の変 更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図， 立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該 施設の付近の見取り図 ・ 施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合に は、使用する権原を有すること）を証明する書類
業の全部廃止		<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可証

※1 「住民票の写し」は新たに役員等となった者に係るもののみ添付すること。

※2 役員等の退任のみの場合には「誓約書」の添付は不要。

※3 車両の廃止のみの場合は「写真」，「自動車検査証の写し」，「使用する権原を証する書類」
の添付は不要。

※4 ナンバープレートおよび所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」，「会社名（事業者名）」，「許
可番号」の表示）が確認できるように撮影すること。

※5 電子車検証の場合には，車検証とともに交付される「自動車検査証記録事項」も添付する
こと。

※6 同時に二以上の申請（届出）書を提出する場合には，添付すべき書類の内容が同一である
ときは，書類の添付を省略できる場合があります。詳細は，下記問い合わせ先にご相談くだ
さい。

※7 住民票の写しについては，添付を省略できる場合があります。詳細は，下記問い合わせ先
にご相談ください。

届出に関する問い合わせおよび届出書の提出先

〒040-0034 函館市大森町21番12号

函館市環境部環境対策課

電 話 0 1 3 8 - 8 5 - 8 3 2 4

F A X 0 1 3 8 - 8 5 - 8 2 7 9